



佐賀県公報

平成17年
11月16日
(水曜日)
第 12682号

●佐賀県告示第五百五十三号

○告示

○監査結果の措置の公表

(公 告) 一〇

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定
 - 生活保護法に基づく指定施術機関の所在地の変更

次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

佐賀県知事 古川

○保安林予定森林 (五五六・森林整備課)

- 道路の区域の変更 (五五七・道路課) 三
- 道路の供用開始 (五五八・" ") 三
- 道路の区域の変更 (五五九・" ") 四
- 道路の供用開始 (五六〇・" ") 四
- 道路の区域の変更 (五六一・" ") 四
- 道路の供用開始 (五六二・" ") 四
- 新たに生じた土地の確認 (五六三・市町村課) 五
- 字の区域の変更 (五六四・" ") 五
- 新たに生じた土地の確認 (五六五・" ") 五
- 字の区域の変更 (五六六・" ") 五
- 新たに生じた土地の確認 (五六七・" ") 五
- 字の区域の変更 (五六八・" ") 六
-

" (まちづくり推進課)

○開発行為に関する工事の完了 (五六九・" ") 六

○佐賀東部地域森林計画の案及び佐賀西部地域森林計画を変更する (森林整備課) 一〇

案の総覧

(森林整備課

(まちづくり推進課)

C

公告

卷之二

案の縦覧

監查委員事項

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
前山皮膚科	佐賀市神野東二丁目四番七号	平成一七・七・一六
江頭クリニツク	佐賀郡川副町大字鹿江八六六番地	平成一七・七・一
島田胃腸科外科	神埼郡三田川町大字吉田二九二五番地二	平成一七・四・三〇
恵比寿クリニツク	佐賀郡諸富町大字為重一一五番地二	平成一七・八・一
永田産婦人科医院	佐賀市中の小路三番三一号	平成一七・七・一
副島産婦人科医院	佐賀市松原四丁目六番三四号	平成一七・七・一
さが駅前眼科	佐賀市神野東一丁目九番一八号	"
篠田皮ふ科医院	武雄市武雄町大字昭和一一二番地	平成一七・八・一
医療法人有吉医院	鳥栖市宿町一二四七番地四	"
薬師川脳神経外科クリニツク	鳥栖市轟木町一五八五番地一	平成一七・五・一六
飯盛内科	佐賀市多布施二丁目六番二四号	平成一七・九・一
グリーンクリニツク	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	平成一七・九・一
いのうえ内科クリニツク	唐津市町田一丁目八番五号	平成一七・七・一
ゆめ歯科・小児歯科	小城市三日月町三ヶ島四六〇番地五	"
ゆめとも薬局	佐賀市水ヶ江二丁目五番一八号	"

恵比寿クリニック	佐賀郡諸富町大字為重一一五番地二	佐賀市神野東一丁目九番一八号	平成一七・八・一
医療法人卓悠会さが駅前眼科	武雄市武雄町大字昭和一一二番地	鳥栖市宿町一二四七番地四	"
ふ科医院	佐賀市高木瀬町大字長瀬一二四〇番地一	佐賀市多布施二丁目六番二四号	"
医療法人社団敬愛会佐賀記念病院	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	"
医療法人笙船会飯盛内科	唐津市町田一丁目八番五号	唐津市町田一丁目八番五号	"
医療法人アールアンドエーグリーンクリニック	小城市三日月町三ヶ島四六〇番地五	小城市三日月町三ヶ島四六〇番地五	平成一七・九・一
医療法人いのうえ内科	三養基郡みやき町大字市武一二九〇番地一	三養基郡みやき町大字市武一二九〇番地一	平成一七・五・一
科・小児歯科	ゆめとも薬局	ゆめとも薬局	"
クリニック	堤薬局	堤薬局	"
かねだ歯科クリニック	溝上薬局鹿島スカイロード店	佐賀市水ヶ江二丁目五番一三一一号	平成一七・七・一
医療法人清仁会ゆめ歯科	あさひ薬局開成店	鳥栖市宿町一四〇一番地六	平成一七・七・一
クリニック	けんけん薬局	鹿島市大字高津原四三三一一番地二	平成一七・八・一
●佐賀県告示第五百五十五号	佐賀市開成三丁目五番四二号	平成一七・六・八	平成一七・七・一
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があつた。	小城市小城町七二二三番地一五	平成一七・七・一	平成一七・七・一

名 称		佐賀県知事 古川 康	
所在地		変更年月日	
新	唐津市竹木場五〇四一一番地一	平成一七・三・一	
旧	唐津市肥前町田野乙一三六九番地九		

● 佐賀県告示第五百五十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字関屋字天神一一〇八の一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 佐賀県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域		変更前 後の別	幅員 メートル	員長 メートル
		前	後			
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一 番五地先から 五十九番地先まで	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一 番五地先から 佐賀市北川副町大字新郷字八田	佐賀市北川副町大字新郷字八田	三六・二 七・三	三四・九 四九八・八	
	五十九番地先まで	佐賀市北川副町大字新郷字八田		六・八	四九一・四	

● 佐賀県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉一 番五地先から 佐賀市北川副町大字新郷字八田 五十九番地先	平成一七・一一・一六

●佐賀県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の区域	変更前 後の別
県道	佐賀川副線			
佐賀市北川副町大字新郷字八田	分七五九番一地先から	後	二〇・四	幅員メートル
佐賀市北川副町大字新郷字八田	分八〇五番一地先まで	前	七・四	延長メートル
佐賀市北川副町大字新郷字八田	分八〇五番一地先まで		四五三・六	

●佐賀県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川副線	佐賀市北川副町大字新郷字八田分七五九番一地先まで	平成一七・一一・一六

●佐賀県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の区域	変更前 後の別
県道	武雄白石線			
武雄市橋町大字片白字片白八九	四三番地先から	後	三九・二	幅員メートル
武雄市橋町大字片白字片白九三	二一番一三地先まで	前	四・四	延長メートル
武雄市橋町大字片白字片白九三	二一番一三地先まで		八六六・二	
武雄市橋町大字片白字片白八九	四三番地先から		八七五・六	

●佐賀県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十六日から平成十七年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	武雄市橘町大字片白字片白八九四三番地先から 武雄市橘町大字片白字片白九三三一一番一三地 先まで	平成一七・一一・一六

●佐賀県告示第五百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が唐津市の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同市長から届出があつた。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

新たに生じた土地	所在	面積 (平方メートル)	備考
新たに生じた土地	所 在	面積 (平方メートル)	備 考

新たに生じた土地
所 在
面積
(平方メートル)
備 考

新たに生じた土地
所 在
面積
(平方メートル)
備 考

新たに生じた土地
所 在
面積
(平方メートル)
備 考

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
鎮西町加唐島字鼻連ラ三一三六、三一三六五から三一三六七 ラまで及び三一六一七の地先	佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第五百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が唐津市の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同市長から届出があつた。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

新たに生じた土地	所在	面積 (平方メートル)	備考
新たに生じた土地	所 在	面積 (平方メートル)	備 考

新たに生じた土地
所 在
面積
(平方メートル)
備 考

新たに生じた土地
所 在
面積
(平方メートル)
備 考

新たに生じた土地
所 在
面積
(平方メートル)
備 考

●佐賀県告示第五百六十四号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、唐津市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。

平成十七年十一月十六日

●佐賀県告示第五百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ

り、唐津市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

り、唐津市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
肥前町大浦字西ノ田	肥前町大浦字西ノ田一二七七〇、一二八五三、一二八五三、一二八五三、一二八五五及び一二八五六の地先並びに一二七七一〇、一二八五三、一二八五三、一二八五三、一二八四一から一二八四三まで、一二三四八三、一二三四八三、一二三四九三、一二三五一から一二五一五まで、一二三五一八から一二五一一まで及び一二五二に接する道路及び護岸の地先
肥前町大浦字名切	肥前町大浦字名切一二四二四一及び一四二五に接する道路の地先

●佐賀県告示第五百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が唐津市の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同市长から届出があつた。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

新たに生じた土地所	在	(面積平方メートル)	備考
肥前町納所字サグメ丁一四五七四、丁一五五二一の地先	二〇八・七五	公有水面埋立てのため	
肥前町納所字サグメ丁一四五七四、丁一五五二一の地先	二〇八・七五	公有水面埋立てのため	

●佐賀県告示第五百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、

り、白石町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

●佐賀県告示第五百六十九号

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。

平成十七年十一月十六日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字東郷字一本松	大字今泉字屋敷内二六〇〇一及び二六〇一
大字東郷字二本松	大字東郷字三本松三三二四一五及び三三二四一七
大字東郷字三本松	大字東郷字一本松二九一四五、二九五六及び二九五九二
大字東郷字四本松	大字東郷字三本松三三二六〇四
大字東郷字五本松三五五五四	大字東郷字袋堀三七七三及び三七七四並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字東郷字袋堀三七六九三	大字東郷字三本松三三二六〇四
三七七〇一、三七七〇二、三七七	大字東郷字袋堀三七六九三、三七七〇一、三七七〇二、三七七

	大字馬洗字神辺	二まで、四二八三、四二九三から四二九四まで及び四三〇三並びにこれらに伴う道路の区域
	大字馬洗字権納	大字馬洗字神辺八八六三、七六五三、七六六三、七六六四、七六七三、七六七三、七七一三、七七一三、七七三三、七七三三、七七八四、七八四三、七八四四、七八五三、八〇四三から八〇四四まで、八〇五三、八〇五七から八〇五一四まで、八〇八三、八〇八五、八〇八六、八一五三、八一五四、八一六三、八一六四、八一七三、八一八三、八一八四、八一九四、八一九六から八一九八まで、八一二三、八二八三、八二八五、八三三三及び八三四三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
	大字馬洗字馬田	大字馬洗字神辺八八六三、八八六六、八八七三、八九〇四、八九二四から八九二七まで及び一一六六五
	大字馬洗字岡崎	大字今泉字四本松二三五一から二三五四まで、二三五五三、二三〇八三、二三三四三、二三三四四から二三三二四六まで、二三三五及び二三三五並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 大字馬洗字神辺八九二三、八九四三、八九七三、八九八三、八九九三、九〇六三、九〇六四、九〇六六、九〇八三、九一二三、九二五三、九二六三、九二七三、九二八三、九二九三、九二九三、九三〇五から九五〇七まで及び九五一三並びにこれらに伴う道路の区域
	大字大渡字一本柳	大字大渡字一本柳一八三、一二〇三、一二三三、一二三三三、一二四三、一二四三、一二六三、一二六三、一二七三、一二七三、一二八三から一二八四まで、一二九三、一二九四、一三〇三、一三一三、一三二三、一三三三、一六八三、一六八三、一六八四、一八九一、一九〇一、一九一三、一九二三、一九二五、一九三三、一九三五、一九三六、一九六三、一九六五から一九六七まで、一九七、一九八三、一九九三から一九九五まで、二〇三四及び二〇三六並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
	大字大渡字六本松	大字大渡字六本松五五〇三、五五〇五、五五一、五五一四、五五二、五五四一、五五四二、五五二六、五五二六、五五三三、五五三三、五五四三、五五四一、五五四二、五五四三、五五九五、五五九五、五五九五から五五九三まで、五六一、五六一四、五六三、五六三三、五六五三、五六五三、五六五六、五六五六、五六五七、五六五七五、五六八まで、五六七、五六七三、五六八二、五六八三、五六八四及び五六八五並びにこれらに伴う道路の区域

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により佐賀東部地域森林計画を定め、同条第4項の規定により佐賀西部地域森林計画を変更したいので、次とおり当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までなお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、佐賀県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成17年11月16日

佐賀県知事 古川 康

1 森林計画区の名称

(1) 佐賀東部地域森林計画区（佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、神埼郡神埼町、東脊振村及び脊振村、三養基郡基山町、みやき町及び上峰町、杵島郡山内町、北方町、大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町）

(2) 佐賀西部地域森林計画区（唐津市、伊万里市、東松浦郡七山村及び玄海町並びに西松浦郡有田町及び西有田町）

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部森林整備課及び各農林事務所

3 縦覧期間

平成17年11月16日から平成17年12月15日まで

○ **監査結果報告**

平成17年9月9日付け佐賀県公報号外で公告した定期監査の結果について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた
旨の通知があるので、次とおり公表する。

謹 読 辻 一 た か い べ へ 〇〇 五 (税抜)
申込先 佐賀県経済支援本部総務課

平成十七年十一月十六日
発行者 佐賀県知事 古川 康

佐賀県監査委員

監査対象機関	環境課
監査執行年月日	平成17年7月4日
(監査の結果) 職員手当等(時間外勤務手当)で追給を要するものがあった。 13名分 199,555円	(措置の内容) 平成17年7月21日に追給をした。 今後は、適正な事務の執行に努める。
監査対象機関	警察本部会計課
監査執行年月日	平成17年8月4日
(監査の結果) 国庫補助金収入の調定で遅延しているものがあった。 補助金名 警察活動費補助金 支払計画示達年月日 平成16年7月2日 調定年月日 平成17年1月27日 補助金額 44,461,000円	(措置の内容) 平成17年度は、国からの国庫補助金に支払計画示達を確實に把握するとともにチェック体制を強化し、速やかに調定事務を行っている。 今後は、このようないよう適正な事務の執行に努める。
監査対象機関	地域福祉課
監査執行年月日	平成17年7月7日
(監査の結果) 支出負担行為で遅延しているものがあった。 事業名 生活保護電算システム 保守委託契約日 平成16年4月1日 支出行使月 平成17年3月 契約額 1,570,800円	(措置の内容) 契約事務の迅速化を職員に徹底させ、平成17年度は業務執行計画に基づき、早期事務処理に努めている。 今後は、適正な事務の執行に努める。

発行日 每週木水金曜日
毎週木水金曜日
発行者 佐賀県知事 古川 康